

令和 8 年度

徳島地方最低賃金審議会最低賃金専門部会公益代表委員見解

- 1 全会一致での結審を目指し努力をしてみましたが、残念ながら、労使の意見の一致には至りませんでしたので、公益代表委員としての見解をお示しします。
- 2 本年度の徳島地方最低賃金の改正については、現行額の 1,046 円から、57 円引き上げ、改正額 1,103 円（引上げ率 5.4%）とし、発効日については令和 8 年 11 月 1 日するべきとの判断に至りました。
以下、その理由について説明します。
- 3 最低賃金法第 9 条第 2 項では、「地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない」旨の、最低賃金の決定の際に考慮すべきいわゆる法定 3 要素について定められていることから、公益代表委員としましては、この 3 要素に関する各指標を参考に、徳島県の立ち位置にふさわしい最低賃金とするとの考え方で検討しました。
- 4 この点、令和 8 年度第 2 回地方最低賃金審議会における提出資料 4「主要統計資料」に収載された、徳島県の地域における 3 要素に関する各指標の推移は、上昇したものと低下したものが混在しており、これらを総合的に見ると、一昨年度から横ばいと見られる状況にあります。
- 5 本年度の徳島県最低賃金額については、一昨年度と同様に、全都道府県における中位程度の額に目安額を加えた額を参照することも考えられますところ、一昨年度から本年度までの間には、3 要素に関する各指標の傾向に大きな変化が見られます。
このことから、中央最低賃金審議会においては、消費者物価指数の支出項目について、きめ細やかな参照をはじめ、また、昨年度の 47 地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理を行うことにより、近隣県等との金額のみの比較だけで引上げ額を導くことは適切ではない旨が示されるなどの、様々な変化が生じているところです。
公益代表委員としましては、こうした変化の動向も加味し、地域における 3 要素に関する各指標等を、よりきめ細やかに勘案することが適切と考えました。

6 この点、各回の地方最低賃金審議会における提出資料に収載された関係各指標の最新の状況としては、次のとおりです。

労働者の生計費に関する消費者物価指数の上昇率は、上昇の傾向は持続しているものの、1.3～3.7%と昨年（3.9～6.2%）より鈍化しているところです。

賃金については、春季賃上げ妥結状況における上昇率は、連合徳島の集計結果で、全体で4.64%・中小地場で3.60%と昨年（4.91%・3.83%）に続き着実に上昇しているところです。

通常の事業の賃金支払能力については、指標が限られますが、中央最低賃金審議会が参照している従業員1人当たり付加価値額は、最新の数値は令和6年度で9.12百万円と前回調査（令和3年度で9.19百万円）から横ばいと見ることができます。

7 その上で、本年度の目安額として示された56円は、引上げ率としては5.4%と、上記の指標を上回る水準にあり、また全都道府県中、上位に位置しているAランク6都府県に示された54円を2円上回り（一昨年度はA～Cランク一律に50円）、大都市圏との格差の是正も図られていることも勘案することが適切と考えました。

8 公益代表委員としましては、近年の全国的に見ても最高水準の最低賃金の引上げに際し、中小企業・小規模事業者が多い等の徳島県の産業構造の特性、事業の持続的発展も参酌してきたことが、雇用情勢等との両立を図りつつ、徳島県の立ち位置にふさわしい最低賃金の着実な引上げに寄与してきたものと考えます。

9 若者の流出を防ぎ、人材確保の取組を強化する必要があるとの委員の意見は引き続き勘案しており、最低賃金近傍で働く労働者の生活等の意見も参酌すべきものですが、実質賃金はプラスで推移していること、また、上述の徳島の産業構造の特性から、中東情勢の影響による国内企業物価指数の上昇が厳しい影響を及ぼしている、足下では倒産件数が高い水準で推移している等の意見も参酌する必要があります。

10 発効日については、上述の徳島の産業構造の特性から、賃上げ原資確保のための支援を必要とする事業者が多いと考えられる中、多く利用されている業務改善助成金について、短期の申請期限では負担が大きいことが懸念される一方、発効の遅れにより労働者が被る不利益が長期化しないよう、双方に配慮する必要があります。

11 これらのことを総合的に勘案しました結果、令和8年度における徳島県最低賃金額については、冒頭の判断に至ったものです。